

## 重度障がい児（者）の日常生活用具の種目一覧

種 目	障 害 程 度	性 能 等	耐 用 年 数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上に障害児並びに難病患者等で障害の程度が上記と同程度の寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
	特殊マット	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）の障害者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の障害児、療育手帳の交付を受けた重度、最重度の原則として3歳以上の障害者及び障害児並びに障害の程度が上記と同程度で寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの。
	特殊尿器	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）の障害者及び原則として学齢児以上の障害児並びに障害の程度が上記と同程度で自力では排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。
	入浴担架	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）の障害者及び原則として3歳以上の障害児	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
	体位変換器	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）の障害者及び原則として学齢以上の障害児並びに同程度の障害があり寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
	移動用リフト	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として3歳以上の障害児並びに同程度の障害のある難病患者等	介護者が障害者（児）を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
	訓練いす（児童のみ）	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として3歳以上の障害児	原則として、付属のテーブルを付けるものとする。
	訓練用ベッド（児童又は難病患者等のみ）	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の原則として学齢児以上の障害児並びに同程度の障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自立支援用具	入浴補助用具	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする障害者及び原則として3歳以上の障害児並びに同程度の障害があり入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽等への入水等を補助することができ、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。
	便器	身体障害者手帳の下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児並びに同程度の障害があり常時介護を要する難病患者等	障害者（児）が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、住宅改修を伴うものを除く。

種 目	対 象 障 害 程 度	性 能 等	耐 用 年 数
自立支援用具	T字状・棒状のつえ	身体障害者手帳の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で、つえを必要とする障害者及び原則として学齢児以上の障害児	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障害者（児）が容易に使用し得るもの。 主体が木材2年 主体が軽金属5年
	移動・移乗支援用具	身体障害者手帳の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする障害者及び原則として3歳以上の障害児並びに同程度の障害がある難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上り動作の補助、移乗動作の補助及び段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
	頭部保護帽	身体障害者手帳の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害の障害者及び障害児、てんかんの発作等により頻繁に転倒する療育手帳の重度又は最重度の障害者及び障害児、てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
	特殊便器	身体障害者手帳の上肢機能障害2級以上の障害者及び訓練を行っても自らの排便後の処理が困難な療育手帳の重度又は最重度の知的障害を有する障害者及び障害児、身体障害者手帳の上肢機能障害2級以上の原則として学齢児以上の障害児並びに同程度の障害のある難病患者等	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
	火災警報器	身体障害者手帳の2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の身体障害者及び障害児、療育手帳の重度又は最重度の知的障害を有する（単身世帯及びこれに準ずる世帯）障害者及び障害児	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。
	自動消火器	身体障害者手帳の2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の障害者及び障害児、療育手帳の重度又は最重度の知的障害を有する（単身世帯及びこれに準ずる世帯）障害者及び障害児並びに同程度の障害のある難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
	電磁調理器	身体障害者手帳の視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び療育手帳の重度又は最重度の18歳以上の障害者	視覚障害者及び知的障害者が容易に使用し得るもの。
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害者手帳の聴覚障害2級以上の障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。

種 目	対 象 障 害 程 度	性 能 等	耐 用 年 数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障害者手帳の腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う障害者及び原則として学齢児以上の障害児	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
	ネブライザー(吸入器)	身体障害者手帳の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者及び原則として学齢児以上の障害児で、必要と認められる者並びに同程度の障害がある難病患者等	障害者(児)が容易に使用し得るもの。
	電気式たん吸引器	身体障害者手帳の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者及び原則として学齢児以上の障害児で、必要と認められる者並びに同程度の障害がある難病患者等	障害者(児)が容易に使用し得るもの。
	酸素ポンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	障害者が容易に使用し得るもの。
	盲人用体温計(音声式)	身体障害者手帳の視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の障害者及び原則として学齢児以上の障害児(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。
	盲人用体重計	身体障害者手帳の視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	動脈血酸素飽和濃度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者及びこれに準ずる者並びに同程度の障害のある難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、重度障害者(児)が容易に使用し得るもの。
情報・意図疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身体障害者手帳の音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由であって発声・発語に著しい障害を有する障害者及び原則として学齢児以上の障害児	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの。
	情報・通信支援用具	身体障害者手帳の視覚障害又は上肢機能障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトで、上肢機能障害者(児)又は視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。
	点字ディスプレイ	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの。
	点字器	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び障害児	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。
	点字タイプライター	身体障害者手帳の視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)の障害者及び障害児	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。

種 目	対 象 障 害 程 度	性 能 等	耐用年数
情報・意 思疎通支 援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用拡大読書器	身体障害者手帳の視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者及び原則として学齢児以上の障害児	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。
	盲人用時計	身体障害者手帳の視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。
	聴覚障害者用通信装置	身体障害者手帳の聴覚障害者又は发声・発語に著しい障害を有する障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害者及び原則として学齢児以上の障害児	一般的の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの。
	聴覚障害者用情報受信装置	身体障害者手帳の聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる障害者及び障害児。	字幕及び手話通訳付き聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。
	人工喉頭	身体障害者手帳の交付を受けた喉頭を摘出した障害者及び障害児	喉頭摘出者が容易に使用し得るもの。
	視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）	身体障害者手帳の視覚障害で、本装置により文字等を読むことが可能になる障害者及び原則として学齢以上の障害児	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能な点字プリンターとの連動により、点字文書の作成及び音声化ができるもの。
	点字図書	主に、情報の入手を点字による視覚障害者及び視覚障害児	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く年間6タイトル又は24巻を限度とする。
	ストマ用装具・紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サランシ、ガーゼ等衛生用品）	身体障害者手帳のストマ造設者、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排泄機能障害者、要件を満たす高度の排泄機能障害者、脳原性運動機能障害により排泄の意思表示が困難で自力かつ介助による定時排泄ができない障害者	障害者（児）が容易に使用し得るもの。 月額交付基準額の範囲内で、1か月に必要とするストマ用装具・紙おむつ等に相当する額の2倍（2ヶ月分）の額を日常生活用具費交付券1枚に記載し、申請1回につき3枚まで交付できる。
排泄管理支援用具	収尿器	身体障害者手帳の高度排尿機能障害者及び障害児	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの。
	居宅生活動作補助用具	身体障害者手帳の下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（運動機能障害に限る。）3級以上の障害者及び原則として学齢児以上の障害児（ただし、特殊便器への取り替えは上肢障害2级以上）並びに同程度の障害のある難病患者等	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 <ul style="list-style-type: none"><li>・手すりの取付</li><li>・滑りにくい床材、移動しやすい床材への変更</li><li>・引戸等への扉の取替</li><li>・洋式便器への取替</li></ul>
住宅改修費			—